

## 大野城市暴力団排除条例に関する誓約書兼同意書

令和 年 月 日

大野城市長 殿

住 所： \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名： \_\_\_\_\_ 印

生年月日： 明治・大正・昭和 年 月 日

性 別： 男・女 \_\_\_\_\_

私は、下記補助金の交付申請にあたり、大野城市補助金交付規則 第5条第2項の規定に基づき、大野城市暴力団排除条例第2条に規定する 暴力団員ではない、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者（※）ではないことを誓約します。

併せて、大野城市暴力団排除条例の趣旨に基づき、必要に応じて氏名、生年月日、性別等を管轄警察署に照会することに同意します。

記

補助金の種別： 大野城市保育士転入助成事業 補助金

### ○大野城市暴力団排除条例

平成22年3月29日条例第12号

#### 大野城市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「県条例」という。）に定めがあるもののほか、大野城市からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民及び事業者の安全で安心な生活を確保し、大野城市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 市民 市内に居住、通勤、通学する者をいう。

(4) 事業者 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、市民及び事業者が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団員との交際をしないということを基本として、暴力団を恐れずに市、市民及び事業者が相互に連携協力して推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、市民及び事業者の協力を得るとともに、福岡県のすべての執行機関（以下「県」という。）その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民は、暴力団の排除のための活動に自主的に、相互の連携協力を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならない

ようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は県その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務及び事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札等に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第7条 市は、市民及び事業者が暴力団員に対する請求に係る訴訟の提起その他の暴力団の排除のための活動に自主的に、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、必要な情報の提供等の支援を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会を開催する等、広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第8条 市は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校をいう。)において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとし、市は、これらの者に対し、必要な情報の提供等の支援を行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第9条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

2 事業者は、県条例第16条の規定を遵守し、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第10条 市民は、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益の供与」という。)をしてはならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、県条例第15条の規定を遵守し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して利益の供与をしてはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

※ 「暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者」とは下記に該当をする者等をいう

- 暴力団員が役員となっている事業者
- 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
- 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者